

随意契約理由書

件名	甲東ポンプ場 導水ポンプ4号用電動機点検整備
契約の相手方	メタウォーター株式会社 西日本営業部
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>1. 対象となる電動機は、富士電機株式会社が製作、納入したものである。この製作会社は、その後、平成15年富士電機システムズ株式会社に社名変更を行ってきたが、平成19年4月1日付で同社の水環境システム事業に関する権利義務を、吸収分割の方法により、富士電機水環境システムズ株式会社に継承した後、平成20年4月に株式会社NGK水環境システムズと吸収合併され、上記業者（メタウォーター株式会社）に継承している。</p> <p>2. 本点検整備に関しては、取替部品の交換や再使用品との調整・取り合いの他、製作図等の技術資料が不可欠である。これらの技術資料を完備しているのは上記業者のみであり、電動機性能を確保するためには技術資料を含め総合技術力を有している上記業者以外では、実施が不可能である。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局事業部浄水管理センター上ヶ原浄水事務所 (電話番号 0798-52-5678)